

## 第 65 回 日本赤十字社診療放射線技師会 定期総会議事録

1. 日 時：平成 30 年 5 月 11 日（金）15：50～17：10
2. 会 場：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-5-1 東京国際フォーラム ホール D-5
3. 出席者：日本赤十字社診療放射線技師会 会員 146 名
4. 議事録作成人：総務部常任理事 山本 晃司
5. 総会次第
  - ① 開会の辞
  - ② 会長挨拶
  - ③ 表 彰
  - ④ 総会議事運営報告
  - ⑤ 議長選出
  - ⑥ 議事録署名人選出、採決係り任命
  - ⑦ 議事

第一号議案	平成 29 年度事業経過報告
第二号議案	平成 29 年度決算報告
第三号議案	平成 29 年度監査報告
第四号議案	平成 30 年度事業計画（案）
第五号議案	平成 30 年度予算計画（案）
第六号議案	その他
  - ⑧ 議長解任
  - ⑨ 閉会の辞

総会次第に基づいて開会の辞、安彦会長の挨拶のあと議事審議へと続いた。

審議に入る前に、定期総会資料 9 ページの専門部報告「(2)各部門と連携し・・・話題提供の予定である。」及び、20 ページの東部ブロック研修会「会議費（両日参加）数量 68 計 544,000」への訂正が執行部よりなされた。（下線部に訂正）

- 表彰式は委員長の中山理事により執り行われ、功労賞 25 名、奨励賞 6 名、施設奨励賞 1 施設が表彰された。（敬称略、順不同）

※功労賞被表彰者 25 名

（旭川）増田安彦、（釧路）工藤武志、（北見）相澤幹也、（芳賀）山田隆幸、（前橋）久保田利夫、（小川）古川富男、（深谷）清水文孝、（富山）安川孝光、（富山）古野吉尋、（福井）平井克彦、（福井）若松敬一郎、（名古屋第二）瀬口繁信、（名古屋第二）駒井一洋、（名古屋第二）杉本美津夫、（大津）沢尾誠、（大津）津田康弘、（大津）久嶋康秀、（長浜）三輪和弥、（京都第一）井上孝、（京都第一）木下伸治、（神戸）小野寺尚、（松江）坂本晴夫、（山口）中川明、（福岡）山口英雄、（福岡）馬場啓介

※奨励賞被表彰者 6 名

（足利）大川公利、（小川）田中達也、（高山）今井文晴、（高山）中井良則、（神戸）辻居賢一（高松）山花大典

※奨励賞被表彰施設 1 施設

足利赤十字病院

- 総会議事運営報告（資格審査報告）が事務局の大竹理事より行われた。  
本日の出席者 146 名、委任状提出者 1,300 名、合計 1,446 名を確認し、  
会則第 20 条に基づき本総会は成立と報告された。
  - 議長選出について会場より立候補がないため、総会参加者の中から旭川赤十字病院 増田安彦氏、北見赤十字病院 相澤幹也氏の 2 名が執行部より推薦され拍手をもって承認された。
  - そして、議長から議事録署名人・採決係りに 4 名が任命され、会場からの拍手をもって全員が承認された。  
議事録署名人に、広島赤十字・原爆病院 田中久善氏、姫路赤十字病院 井手充浩氏。  
採決質疑記録係に、さいたま赤十字病院 上田喜一氏、京都第二赤十字病院 大寫啓貴氏。
  - 議長、増田氏の進行により議事に入った。（第一号議案から第三号議案）
    - 1、第一号議案から第三号議案まで一括して執行部より報告。  
報告後、質疑応答に入った。
      - ✚ 第二号議案について、大津赤十字病院 金田氏より質問がなされた。  
（金田氏）学術総会特別会計において、セミナー企業の支払い分 75 万円を除くとあるが、これはどのような意味か？  
（安彦会長）セミナー企業からの開催協賛金であるが、技師会に入金されるのではなく、東京国際フォーラムに会場使用料として直接払っていただいている。その理由は、会の収支決算に含め処理をしてしまうと、金額が増え税制上の問題が起こってしまうからである。
      - ✚ 第一号議案そして第二号議案について、日本赤十字社医療センター 小山氏より質問がなされた。  
（小山氏）第一号議案の会員動向報告で、平成 30 年 2 月 16 日現在の新入会員は 13 名であるが、第二号議案の会計収支報告で、平成 30 年 3 月 31 日現在の新入会員（入会金）は 60 名と記載されているが、年度末の入会が多かったという事か？  
（中井理事）年度末の入会登録者が多く、60 名の新入会員登録者数となっている。  
議長の進行により挙手で採決に入った。
- ※第一号議案の採決結果(否決 0、保留 0、賛成 146)。第一号議案は全会一致で可決された。  
委任状を換算(否決 0、保留 0、賛成 1,446)
- ※第二号議案の採決結果(否決 0、保留 0、賛成 146)。第二号議案は全会一致で可決された。  
委任状を換算(否決 0、保留 0、賛成 1,446)
- ※第三号議案の採決結果(否決 0、保留 0、賛成 146)。第三号議案は全会一致で可決された。  
委任状を換算(否決 0、保留 0、賛成 1,446)

議長を相澤氏に交代し議事を進めた。（第四号議案から第六号議案）

- 2、第四号議案および第五号議案について執行部より報告。  
報告後、質疑応答に入った。  
質疑なし。議長の進行により挙手で採決に入った。
- ※第四号議案の採決結果(否決 0、保留 0、賛成 146)。第四号議案は全会一致で可決された。  
委任状を換算(否決 0、保留 0、賛成 1,446)
- ※第五号議案の採決結果(否決 0、保留 0、賛成 146)。第五号議案は全会一致で可決された。

委任状を換算(否決 0、保留 0、賛成 1,446)

3、第六号議案について正者副会長より報告。

(①会費納入規約の改正等について②会則の改正について)

報告後、質疑応答に入った。

名古屋第一赤十字病院 礪石氏より、①会費納入規約の改正等について質問がなされた。(礪石氏) 会費納入規約第7条「会費の免除期間は3年を超えないもの」とあるが、産前産後及び育児休業について、その解釈をお聞きしたい。

(正者副会長) 育児休暇で休まれている期間について、会費の免除となる。

(礪石氏) 第一子そして第二子と続けて育休となるケース、第一子と第二子の間で1年間だけ復職し育休になるケースの場合、その会費免除期間はどうか?

(正者副会長) 続けて育休を取得する場合は、3年間を超えない期間で会費の免除。会費免除が一度適応されても、12ヶ月以上休職した場合は何度でも申請可能である。育休の取得期間また方法は、各施設の規定によって違ってくると思う。

長浜赤十字病院 松井氏より、①会費納入規約の改正等について質問がなされた。

(松井氏) 第2条 入会金の解釈について教えていただきたい。私の認識は入会資格を得るために1,000円を払っていると考えている。

(正者副会長) その考えで間違いはない。

(松井氏) 第4条「会費を3年間滞納した者は退会とみなし会員資格を喪失する。」とある。次に「再入会するときは滞納会費と当該年度の会費を納めるものとする。」であるが、その金額は3,000円×3年間で9,000円となり、改正前の再入会金10,000円と齟齬が出る。会員資格を喪失し再入会する場合は、改正前の規約が合っているように思う。

(正者副会長) 理事会でも質問と同じ内容で意見が出され検討したが、退会届を提出し正式な手続きを踏み退会された会員と、会費を滞納し資格を喪失した会員とを区別するために、第4条の改正案を提出させていただいた。

(松井氏) そうであれば、入会資格を得るための入会金1,000円の意味合いが違ってくると思う。

(正者副会長) 滞納会費と当該年度の会費、さらに入会金1,000円を追加し再入会金とするのか、また理事会で検討させていただきたい。

※第六号議案の採決結果(否決 0、保留 1、賛成 145)。第六号議案は賛成多数で可決された。

委任状を換算(否決 0、保留 16、賛成 1,430)

以上にて議事を全て終了し議長は解任され、閉会の辞のあと総会は終了となった。

以上

議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議事録署名人、議長は次のとおり署名押印する。

平成 30 年 6 月 22 日

議事録署名人

田中 久善

井手 充浩

定期総会議長

増田 安彦

相澤 幹也